

近世後期宇和島藩伊達家の家格問題

—「御直請一件」・「中将・少将座着一件」をめぐって—

倉持 隆

目次

はじめに

一 宇和島藩伊達家の家格

二 御直請一件

(一) 安永六年「御直請一件」

(二) 御直請を許可された大名家

(三) 国持大名格の差

三 中将・少将座着一件

(一) 仙台藩伊達家と宇和島藩伊達家の家格

(二) 寛政三年「中将・少将座着一件」

おわりに

つづぬ

宇和島藩伊達家は、七代宗紀^{（むねたか）}（藩主在位一八二四〜四四）・八代宗城^{（むねしろ）}（同一八四四〜五八）が幕末期の中央政局において、幕閣や諸大名と盛んな交流・意見交換を行い、有志大名として重要な働きをしたといわれている。特に、宗城は、水戸藩主徳川斉昭や越前福井藩主松平慶永（春岳）などつながり^{（つながり）}が深く、書翰の往復が多かつた^{（1）}。このような幕末の宇和島藩の動きは、七代藩主宗紀が文政八年（一八二五）から藩政改革を行い、借財を処分するとともに、殖産興業・富国政策を実施して藩の基礎を築いた結果、可能となつたと言われている^{（2）}。一方、幕末に活躍した薩摩・長州・越前・宇和島・肥前・土佐などの諸藩は、みな近世の国持大名の系譜に属するものであり、これらの諸藩の幕末維新期における活躍、政治的イニシアチブは、近世の幕藩体制の政治過程のなかで成熟・発展してきたものの必然的な現れであるとも言われている^{（3）}。それは、国持大名諸家の留守居役たちが、留守居組合の場で幕府への対応を協議し、集団的な意思形成を行い、幕令の撤回を実現するほど、將軍（幕府）の権力に対して、充分に対抗しうる存在であつたからであつた。その政治秩序の延長線上に幕末維新期の政治過程があるとの考えである。しかし、薩摩や長州といった大藩と、十万石であり仙台藩の分家大名である宇和島藩伊達家とは、規模はもちろんのこと、藩の体制そのものに違いがある。幕末に活躍した国持大名の系譜に属する大名の中で、唯一の分家大名であつた宇和島藩の特異性を無視して、その活動の実態を考察することはできない。

筆者は別稿において、仙台藩伊達本家との関わりの中から、近世前期に本家に依存する面が強かつた宇和島藩伊達家が本家から自立していく契機となつた寛延二年（一七四九）「本家・末家論争」の様子を考察した^{（4）}。幕末になると、

多くの分家大名が本家の態度に追隨せざるを得なかつたにもかかわらず、宇和島藩は本家である仙台藩とは同族としてのつきあいは持ちつつも、正反対の立場をとり、自主的な対応を行つた。この要因として、藩政改革の成功が大きいかかわつていたことは言うまでもないが、その一方で、宇和島藩伊達家の家格の高さが、このことを可能にしていたともいえる。実際に、伊達宗城と親交の深かつた大名をみると、同じ殿席かそれ以上の家格を有する大名家であった。⁽⁶⁾その上、江戸中期以降宇和島藩伊達家の家格は上昇する傾向にあつた。そこで本稿においては、分家大名でありながら、なぜ宇和島藩伊達家が幕末期に大藩と互角にわたり合えるに至つたのか、その背景を探るため、宇和島藩伊達家の家格が上昇してゆく近世後期に時代を絞り、幕藩関係・本家分家関係を考察したい。

まず第一章においては、近世を通じての宇和島藩伊達家の家格を概観する。次に、第二章では、安永六年（一七七七）、江戸城中において將軍から言葉を賜つた際に、直接返答できるかどうかが問題となつた、いわゆる「御直請一件」を取り上げる。一般に「国持大名格」「准国主」といわれる宇和島藩伊達家が、幕府からどのような対応を受けていたのかを、官位や殿席といった他の格式の面からも検討し、国持大名との違いや、他の准国主大名との比較を行うことによつて、宇和島藩伊達家の格式の実態を明らかにする。⁽⁸⁾

第三章においては、伊達家内部の家格問題を考察する。分家大名の宇和島藩にとつて、幕藩関係の中の家格以外に、本家との関係も重大な問題となつていた。ここでは、仙台藩と宇和島藩の両伊達家の家格を整理した上で、寛政三年（一七九二）両家に起つた「中将・少将座着一件」を取り上げ、幕藩制の中での家格の上昇が、本家・分家関係にいかなる影響を及ぼしたかを考察する。⁽⁹⁾

一 宇和島藩伊達家の家格

宇和島藩伊達家の表高は一〇万石であり、当初から国持大名格(准国主)に含められていた。⁽¹¹⁾ また、江戸城内での殿席は大広間と定められていた。⁽¹²⁾ 藩主の官位は「寛保三年御定」(一七四三)によると、「國持に差繼候表大名」⁽¹³⁾とした上で、家督のときに官職の伴わないただの従四位下である「四品」に任じられ、三十歳にて侍従に昇進するとされている。⁽¹⁴⁾ (若年にて家督を継いだ場合を除く。)ただ、実際は、三代宗賢(藩主在位一六九三〜一七一)以降の藩主は、家督前に初官として四品に叙任されている。さらに、これらの規定は、寛保三年時点での規定であり、⁽¹⁵⁾ 内容を詳しく分析してみると、五代村候(藩主在位一七三五〜九四)以降の藩主の官位はむしろ国持大名に等しいものであることがわかってくる。

まず、国持大名格という格式についてみてみよう。国持大名格は准国主ともいわれ、国持大名(国主)に准じるという格式であった。国持大名とは、律令制国郡の一国一円規模ないし、それに準じる規模で領地を有する大名である。また、国持大名は大名制度の基本であり、儀礼的、政治的な種々の特権が与えられた。⁽¹⁶⁾ 幕府は制度上の名称としては、これを用いているが、どの家が国持大名であり、どの家が国持大名格であるかについて、その範囲を特定していない。そこで、笠谷和比古氏は国持大名とは、その大名が持つ官位によって確定されると定義づけておられる。国持大名は従四位下侍従で一定しており、老年に及んで少将に進むという形を示し、国持大名格は、老年におよんで侍従に任官される家格であるという。加えて、徳川幕府は国持大名を特定するのに、直接的な指名をせず、外様大名および越前松平系大名において、従四位下侍従の官位を付与するという間接的な方法を探っていたと指摘される。⁽¹⁷⁾

ここで宇和島藩伊達家について考えて見よう。当主の官位は、初代秀宗から四代村年まではこの規定のとおり、侍

従どまりであった。ところが、五代村候は老年に及び、少将に昇進した。これを前例とし、以後の当主は少将に昇進するのが通例となっている。⁽¹⁸⁾このことからみると、村候以降の藩主の官位は、国持格というよりも、むしろ国持大名と同じであったことが分かる。

また、国持大名格には宇和島藩伊達家の他に、二本松藩丹羽家（二本松一〇万石）、柳河藩立花家（柳川一〇・九万石）があった。これらの家は双方とも、関ヶ原戦後に領地を没収されたのちに、再び取り立てられた家であり、宇和島藩伊達家よりも家格が低い。⁽¹⁹⁾この両家の官位は初官が従五位下であり、家督時に従四位下（四品）に任じられ、三十年を経て侍従となった。先に挙げた「寛保三年御定」によると、これら二家の官位は、宇和島藩伊達家よりも格を落とされている。また、殿席も宇和島藩主は常に大広間であるのに対し、丹羽・立花両家は柳間で、従四位下になった後に柳間から大広間へ移るといふ格式であった。⁽²⁰⁾したがって、幕府も国持格のなかでは、宇和島藩をもっとも上位にみなしていたことがわかる。しかも後述する「御直請」の問題を考えると、宇和島藩伊達家は、国持格というよりも、むしろ国持大名として扱われていたことが分かる（第二章参照）。

官位は、先述したように五代藩主伊達村候が宇和島藩主として初めて少将に昇進した。その理由は、村候が普請役を勤めたり、藩政が評価されたためであるといわれている。⁽²¹⁾近世後期になると、その家が登りつめることができる最高の官位（極官）を越えた昇進がしばしば見られるようになる。ただし、官位の秩序を変化させないために、これをもってその家の極官とせず、その藩主一人のみの例外として、以後の藩主には同様の昇進を行わないことも多かった。⁽²²⁾ところが、村候以後、宇和島藩主は、一律に五〇歳ぐらいになると少将に任じられるのが常となった。⁽²³⁾この村候の少将昇進について、後の文化四年（一八〇七）、宇和島藩内で編集された「欽仰家譚」に、次のような記述がある。⁽²⁴⁾

少将に御轉任の節、御家によつては御禮日御居殘にて其旨 台命ありしとぞ、然るに君侯は前日御連名の御奉書

御到来にて於御白書院被蒙仰けり、全く御代代少將に任せらる、御家の御扱なりしとぞ、

(傍線・読点引用者、以下同)

傍線部をみると、このころになると宇和島藩では、代々少將に任じられることが当然のことと意識されていたことがわかる。

さらに、この村候の少將昇進は、本家である仙台藩主と、江戸城内の殿席の席次をめぐって新たな問題を引き起こすことになった。江戸城中においては、先官を上座とすることになっていたので、任官の順によつては、分家である宇和島藩主が仙台藩主よりも上座になる可能性が生じたためである。これが後述する寛政三年(一七九一)の「中将少將座着一件」である。

二 御直請一件

(一) 安永六年「御直請一件」

ここでいう「御直請」とは、大名が江戸城において、將軍へ参勤・御暇などの御札をした際に、將軍からの上意に対して、直答を許されることである。かつての御直請は、大広間席の国持大名がその格式を有していたが、それが一時的に行われなくなったために、安永六年(一七七七)に熊本藩主細川家の留守居を中心にその格式を回復する動きがみられた。

すなわち、安永六年四月四日付の留守居廻状には次のように記されている。

① 大廣間御席御国持様方、前々者御參勤御暇其外諸御禮事之節、上意有之候得者、御直ニ御受被仰上候處、近來自然と其儀無御座、御老中様御取合迄候而、御直之御請者不被仰様相成候、此義者畢竟 御先代様（九代將軍家重、筆者註以下同）者 有徳院様（八代將軍吉宗）と御様子被為遠、御前向御事少ニ有之方御様子宜との趣ニて、自然と右之通相成、御同席様方御代被為替候御方様多、已前之御様子得と御存知不被為違御方様茂被成御座候而、當時之御様子ニ相成候様ニ相聞候、然處、去年より松平陸奥守様（伊達重村）・松平薩摩守様（島津重豪）御直御請被仰上、已來とも右之御心得ニ而被成御座候段御沙汰有之たると相聞候、此義者前條之通、前々ハ御一統御直御受被仰上御格之通、自然と當時之趣ニ相成候事ニ御座候へ者、御直御受之義者右御両家様ニ相限其外之御方々様者御直御受被仰上候義者不被相成と申義ニ相聞候、甚以御相遠之義ニ御座候、仍之尚又類役中申談、已前之御振合旧記等をも遂吟味候處、御直御受之義ニ付、寛保三亥年四月十五日御登城之節、御席江松平左近將監様（松平乘邑）御出、松平大炊頭様（池田繼政）・松平安芸守様（淺野吉長）・佐竹右京大夫様（佐竹義峯）江被仰達候次第、當時内蔵頭様（池田治政）・右京大夫様（佐竹義敦）御方ニ慥ニ御書留有之、則別紙之通ニ御座候、然レハ、弥以御一統御国持様方御直御受被仰上候義無疑義ニ御座候、然ル處、先達而陸奥守様より御沙汰之趣ニてハ、御両家様之外者御直御受不被為成と申義ニ相聞へ、御銘々様御家格ニ相懸候義ニ而、類役中一統申合、銘々御主人様方へ右之趣申上、追日御直ニ被仰合等も被為有候而、已來前々之通御直御受被仰上候方ニ有御座度段、何も申合候事、

傍線部①によると、將軍家重の特異な態度により、吉宗時代のように大名が直接將軍へ返答することがなくなり、自然と老中を介する形式になってしまったとしている。加えて、傍線部②のように、「御同席様方」の大名家で代替りが

重なり、以前の様子を知らないものが多くなり、次第に御直請しない慣習が定着してしまつた。そのような状況であつたが、昨年より仙台藩主伊達重村と薩摩藩主島津重豪が御直請を始め、以来、両家には御直請をするようにとの御沙汰があつたそうである。しかし、留守居廻状では、傍線部③のように述べ、以前は一統が行つていたことであるのに、伊達と島津の両家に限定されたこととなり、それ以外の家は御直請できないことになつてしまふ、と危機感を募らせた。そこで、この事態は、「甚以御相逵之義」(傍線部④)の一大事であるとして、留守居が寄り合い、旧記や以前の状況を吟味することになつた。その結果、寛保三年(一七四三)四月十五日に岡山藩主池田継政・広島藩主浅野吉長・久保田藩主佐竹義峯へ対して、御直請を許可する旨の老中松平乗邑の仰達が旧記に残つてゐることがわかつた。

一、同日五半時御登 城、御暇之御禮被仰上於 御前毎々之通御馬御拝領被成、且又御席へ松平左近将監殿 御出、大炊頭・松平安芸守様・佐竹右京大夫様へ、各様之御事に而者無御座、惣而 上意有之節、御請無之 御方御座候、此已後左様ニ無之様ニと御傳達被成候

この記述を見つけた留守居達は、傍線部⑤のように、伊達・島津以外の大広間席の国持大名でも御直請できることは明らかであると主張した。しかし、資格に関する至つて重要な案件であるから、より慎重に留守居中が話し合ひ、かつまた銘々の主人へも報告し、大名相互の連携のもとで、従来どおり直請を行えるよう交渉してみようということとなつた(傍線部⑥)。

さらに、宇和島藩では、事の経緯を留守居へ確認してみると、次のようなことが判明した。

仙台藩主伊達重村(陸奥守)が昨年の御暇の際に、大目付衆へ、「上意有之候節、直御受申上候、是者薩摩守・拙者義者国家之上席ニも在之候故、已来とも右之心得と御達被成候趣」と話したことを徳島藩主蜂須賀治昭(阿波守)が聞き、退出後、自家の留守居へ確認した。これを聞いた蜂須賀家の留守居は、次のように申し上げた。「陸奥守

様・薩摩守様御上席と申義落合不申候、前々侍従ニ被成御座候節者、阿波守様杯より御次席之義も在之候、御昇進之上者御両家御上席御座候得者、決而御上席と申義にも不相弁、且御直御請之義御両家ニ相限候段落合不申候ニ付、「と納得できない旨であつた。つまり、仙台伊達・薩摩島津の両家が蜂須賀家などよりも常に上座ということではなく、それぞれが昇進する前には、蜂須賀家の次席となることもある。したがって、將軍への直請ができるのは、この二家だけではない、と判断した。その上で調査したところ、前述の旧記が見つかり、同格の大家家へ相談に及んだのであつた。内々に、留守居を老中松平武元の用人へ遣わして確認したところ、去年松平武元が承知の上で、表向御城にて御直請をしても構わない旨を伊達重村へ通達したことも判明した。

その上で、細川家が中心となつて老中へ伺を提出することになり、四月十一日には、細川家の使者が宇和島藩邸に來邸した。その使者は、細川重賢が御直請について老中へ差し出す伺書の下書を作成して持参した。その下書によると、伺書の提出者として大広間席大名の「御一統」という文言を文末に書き載せたいが、同席一統と言っても、同席中には家格の異なる徳川御三家の庶流などの家々もある。そのため、同意する同格の大名の名前を別紙に添えて、差し出したいとのことであつた。宇和島藩の留守居矢島万野右衛門は、同意の趣を返答した。

以上の経過を経て、細川重賢は四月十三日に以前のように御請をさせて欲しいとの伺書を用番老中の松平康福へ差し出した。伺書は無事受け取られた。ただし、同意する大名の名前書も添えて、差し出す予定であつたが、名前書の提出は不要とされ、差し出されなかつた。⁽²⁷⁾最終的に提出された伺書は次のものであつた。

参勤御暇之御禮其外諸御禮事之節、蒙 上意候得者、御請申上候處、近年者御請不申上振ニ候、以前ハ御受不申上候而者如何之御振ニ付、上意之節御請不申上面々も在之、左様二者有之間敷事ニ候間、已來相應之御請申上候様ニ者松平左近將監殿御口達有之候義ニ御座候處、當時之趣に相成來候、然ル處、重キ蒙 上意御請不申上候

而者、都而恐入候儀と同席共奉存候義ニ御座候、仍之已前之通、御受申上候様仕度奉存候、此段私より御内意奉伺候、已上

四月十三日 細川越中守(重賢)

傍線部より、重い上意を賜った時に御請しないのは恐れ入ったことであるとの理由を付けて、御直請の回復を願っている様子がわかる。この伺書を提出した後、翌十四日細川重賢よりの使者が宇和島藩邸に来て、老中からの返答を伝えた。老中は、付け札にて「先年相達候通可被心得候」と、旧記どおりに御直請を認めた。さらに、伺書を提出した細川家の他にその許可を通達すべき大名家を列記した「御名前書」が渡された。各大名家へは、老中から渡された付け札の写一通と「御名前書」が回達された。この「御名前書」は、幕府がどの大名家を同格と考えていたかを示すものとして、興味深い。その「御名前書」に列記された大名家は全部で十五家で、そこに伺書を代表して提出した細川家を加えた十六家が、今回の伺書によって御直請を許可された大名家である。その十六家を細川家以下、「御名前書」の順番通りに記したものが、「表1」である。⁽²⁸⁾この順番は「表1」にあるように、当主の官位およびその任官順である。これに依って以前のとおり「重キ蒙 上意」のときは大広間席の国持大名は御直請ができることが確認された。⁽²⁹⁾

次に、伺書によって許可された後の御直請の様子を示してみよう。同年四月十六日、蜂須賀治昭が参勤の御礼を申し上げたところ、老中の取り合いが入らない御直請であった。その様子は留守居廻状により各家に伝えられた。蜂須賀治昭は、御直請申し上げた時、老中松平康福(周防守)の方へ返答するべきか、老中の取り合いがあるのか、松平康福へ問い合わせたところ、御直請の際は老中の取り合いはないと聞き、御直請は次のように行われた。

御敷居内ニ着座于時周防守殿

参府二付 上使被下置難有奉存旨御取合

【表1】安永6年(1777)に御直請を許可された大名家〔御名前書〕の順番(安永6年当時)

| | 名前 | 大名家 | 当主 | 少将昇進年 | 侍従叙任年 |
|----|--------|---------|-------|-------------------|--------------------|
| 1 | 細川越中守 | 細川 | 細川重賢 | 明和6年(1769) | 延享4年(1747) |
| 2 | 有馬中務大輔 | 有馬 | 有馬頼僮 | 安永1年(1772) | 享保17年(1732) |
| 3 | 松平大膳大夫 | 毛利 | 毛利重就 | 安永2年(1773)(12/16) | 宝暦1年(1751) |
| 4 | 松平相模守 | 池田(鳥取) | 池田重寛 | 安永2年(1773)(12/16) | 宝暦9年(1759) |
| 5 | 伊達遠江守 | 伊達(宇和島) | 伊達村候 | - | 宝暦2年(1752) |
| 6 | 宗村馬守 | 宗 | 宗義暢 | - | 宝暦12年(1762) |
| 7 | 佐竹右京大夫 | 佐竹 | 佐竹義敦 | - | 宝暦13年(1763) |
| 8 | 松平内藏頭 | 池田(岡山) | 池田治政 | - | 明和1年(1764)(9/11) |
| 9 | 松平安芸守 | 浅野 | 浅野重晟 | - | 明和1年(1764)(閏12/18) |
| 10 | 松平出羽守 | 松平(松江) | 松平治郷 | - | 明和1年(1764)(閏12/21) |
| 11 | 松平筑前守 | 黒田 | 黒田治之 | - | 明和3年(1766) |
| 12 | 上杉弾正大弼 | 上杉 | 上杉治憲 | - | 明和4年(1767) |
| 13 | 松平土佐守 | 山内 | 山内豊雍 | - | 明和5年(1768) |
| 14 | 松平肥前守 | 鍋島 | 鍋島治茂 | - | 明和8年(1771) |
| 15 | 松平阿波守 | 蜂須賀 | 蜂須賀治昭 | - | 安永1年(1772)(12/18) |
| 16 | 藤堂和泉守 | 藤堂 | 藤堂高疑 | - | 安永1年(1772)(12/18) |

(註)・「寛政重修諸家譜」(統群書類従刊行会)の各大名家の項をもとに筆者が作成した。

・松江藩松平家は「徳川諸家系譜」第四卷(統群書類従完成会)を利用した。

・何書提出者で「御名前書」の回覧を担当した細川越中守は「御名前書」には含まれていない。

・少将同日昇進の毛利重就と池田重寛の順番は侍従叙任順、侍従同日昇進の蜂須賀治昭と藤堂高疑は従四位下叙任順(それぞれ明和7年(1770)11/7、明和7年(1770)12/16)によると思われる。

上使用之

御懇之蒙 上意難有旨御直ニ御請申上退去

宇和島藩伊達家においても、四月十九日、村候が御暇の御礼のため登城した。御礼を始めようと、持前の席へ出座すると、「御敷居之内江御進被成候」との老中の取合があつた上で、「緩ニ休息」との上意があつた。さらに、御老中の取合があつた上で、「重々難有仕合」と御請を直接仰せ上げて、退座した。このとき老中の取合は無かつたという。御直請の復活の一件は概ね以上である。

(二) 御直請を許可された大名家

さて、御直請を許可された大名家について分析してみたい。御直請を許可されたのは、「表1」に挙げた十六家である。但し、ここに挙がっていない国持大名家も御直請を許可されている大名家が存在したと考えられる。大広間席でなく一段上の大廊下席に伺候し、直請も当然行っていたと考えられる加賀藩前田家、当時御三卿一橋家から養子が入っていた越前福井藩松平家も大廊下席となっており、別格として今回は除かれたと推定される。安永六年(一七七七)の一件の前に、既に直請の権利を確認していた仙台藩伊達家、薩摩藩島津家も名前がない。

そこで、まず、安永六年の御直請一件の際に、「御名前書」によって、御直請を許可された十六家について、考察してみよう。十六家の大名家の一件当時の当主を示したものが、「表2」である。幕府は何を基準に直請の許可をしたのであろうか。ここでは、国持大名・国持大名格の格式、官位、殿席の点から検討してみたい。

最初に、国持大名・国持大名格についてだが、これらの大名は宇和島藩伊達家を除いて、すべて国持大名と称された家である。国持格の三家から名前が上がっているのは宇和島藩伊達家だけである。したがって、国持か国持格か、

【表2】安永6年(1777)に御直請を許可された大名家(石高順)(安永6年当時)

| 大名家 | 城地 | 格式 | 表高(石) | 当主 | 極官 | 当時の官位 | 当時の職階 | 備考 |
|----------|-------|-----|-------|-------|----|-------|-------|------------------------|
| 細川 | 肥後熊本 | 国持 | 54 | 細川重賢 | 少将 | 少将 | 大広間 | |
| 黒田 | 筑前福岡 | 国持 | 47.3 | 黒田治之 | 少将 | 侍従 | 大広間 | 少将昇進は先代継高のみ。 |
| 浅野 | 安芸広島 | 国持 | 42.7 | 浅野重晟 | 少将 | 侍従 | 大広間 | |
| 毛利 | 長門萩 | 国持 | 36.9 | 毛利重就 | 少将 | 少将 | 大広間 | 近世初期を除き、重就が初の少将昇進。 |
| 鍋島 | 肥前佐賀 | 国持 | 35.7 | 鍋島治茂 | 侍従 | 侍従 | 大広間 | |
| 藤堂 | 伊勢津 | 国持 | 32.4 | 藤堂高疑 | 少将 | 侍従 | 大広間 | |
| 池田 | 因幡鳥取 | 国持 | 32 | 池田重寛 | 少将 | 少将 | 大広間 | |
| 池田 | 備前岡山 | 国持 | 31.5 | 池田治政 | 少将 | 侍従 | 大広間 | |
| 蜂須賀 | 阿波徳島 | 国持 | 25.7 | 蜂須賀治昭 | 侍従 | 侍従 | 大広間 | |
| 山内 | 土佐高知 | 国持 | 24.8 | 山内豊雍 | 侍従 | 侍従 | 大広間 | |
| 有馬 | 筑後久留米 | 国持 | 21 | 有馬頼備 | 少将 | 少将 | 大広間 | 頼備が初の少将昇進。 |
| 佐竹 | 出羽久保田 | 国持 | 20.6 | 佐竹義敦 | 少将 | 侍従 | 大広間 | |
| 松平(越前松平) | 出雲松江 | 国持 | 18.6 | 松平治郷 | 少将 | 侍従 | 大広間 | |
| 上杉 | 陸奥米沢 | 国持 | 15 | 上杉治憲 | 侍従 | 侍従 | 大広間 | |
| 宗 | 対馬府中 | 国持 | 10(格) | 宗義暢 | 侍従 | 侍従 | 大広間 | 国持大名に含めない場合もある。 |
| 伊達 | 伊予宇和島 | 国持格 | 10 | 伊達村候 | 侍従 | 侍従 | 大広間 | 天明6年(1786)少将昇進。以後極官少将。 |

【参考】安永6年に直請を許可されなかった国持大名格の二家

| | | | | | | | | |
|----|-------|-----|------|------|----|--------------|-----|--|
| 立花 | 筑後柳河 | 国持格 | 10.9 | 立花鑑通 | 侍従 | 四品 (従四位下) | 大広間 | 初めは柳河間席、従四位下に昇進と同時に大広間席。立花鑑通は安永6年12月18日侍従昇進。 |
| 丹羽 | 陸奥二本松 | 国持格 | 10.1 | 丹羽長貴 | 侍従 | 四品 (従四位下) | 大広間 | 初めは柳河間席、従四位下に昇進と同時に大広間席。丹羽長貴は寛政4年(1792)侍従昇進。 |

(註)・「寛政重修諸家譜」(続群書類発行会)の各大名家の項をもとに筆者が作成した。

・松江松平家は「徳川諸家系譜」第四卷(続群書類完成会)を利用した。

・極官は、大名の家格が固定化した寛文・延宝期以降のものを示した。(註57参照)

という基準は御直請の基準でないことは明白である。では、官位はどうであろう。まず、当主の官位が侍従以上であり、侍従という官位が重要な要素になっていたと言える。その家の極官では、侍従でも選ばれていない家があり、極官には左右されていない。それでは、初官はどうであろうか。初官は大名家の家格を最も反映していると言われている。⁽³⁰⁾ 国持大名嫡子の初任官位は四品(従四位下)もしくは、従四位下侍従であり、⁽³¹⁾ 唯一国持格で直請が許された宇和島藩伊達家も四品である。つまり、この十六家の大名家はいずれも嫡子の初官が四品(従四位下)以上の大名家であり、家格における初官の重要性とも符号する。

つぎに、殿席であるが、大広間席に伺候する大名家であっても、当初従五位下・柳間席であって、従四位下に昇進したと同時に大広間席となる立花・丹羽・南部などの家には許可されていないことから、単に大広間席というわけではない。したがって、常に大広間席に伺候する大名であることがわかる。これは、初官が四品(従四位下)であることとも一致する。大広間席には御三家庶流の大名も伺候するが、それらの大名は、ここでは除かれているので、結論として、安永六年に御直請を許可された大名家は、国持・国持格の大名のなかで、初官が四品(従四位下)以上であり、したがって常に大広間を殿席とする大名ということになる。では、そこから漏れている、国持格の二家の御直請はどうなっていたのであろうか。そのことを考えるために、丹羽家が直請を願い出る一件をあわせて勘案してみよう。

(三) 国持大名格の差

右の考察の結果、国持格のなかでは、唯一宇和島藩伊達家のみ御直請を許可されていることがわかる。これは、宇和島藩伊達家が国持格であっても、むしろ国持に等しい存在であったことを示しており、裏を返せば、幕府側が宇和島藩伊達家をより重く見ていた証左といえよう。そこで、安永六年(一七七七)に御直請を許可されなかった国持格

の大名家について考察してみよう。

国持格は宇和島伊達の外に、柳河立花・二本松丹羽の二家があった。立花・丹羽は国持格であるが、伺書提出の際に一統に加えられておらず、御直請も許可されなかった。次に、参考までに、丹羽家の直請が問題となった文政十二年（一八二九）の四品における御直請一件を考察してみたい。

宇和島藩伊達家は、常に大広間席であつたために、(一)でみたように幕府から御直請を許可された家であつた。それゆえ、官位が四品の時に御直請をしても老中などから差し止められる事はなかつた。³²しかし、丹羽家では、文政十二年（一八二九）四月十八日御暇御礼の際に、丹羽長富が四品にて御直請をしようとしたが、老中大久保忠真によつて差し止められるという一件がおこつた。³³その前々年、文政十年（一八二七）に福岡藩黒田家の嫡男である黒田美濃守齊溥が、御暇の際に「先格」により四品の官位で御直請を行つたことを知り、丹羽家ではこの例を見て翌々年自ら四品の当主であつても御直請することを希望したのであつたが、差し止められてしまつたのである。ここで浮き彫りにされたのは、まさに御直請は当人に与えられた格式ではなく、家に与えられた格式であつたことである。つまり、安永六年（一七七七）の「御名前書」に黒田家は名前があり、丹羽家はなかつた。したがつて、黒田家は嫡男が四品であつても御直請が可能であつたが、丹羽は当主であつても差し止められてしまつたのである。丹羽家の御直請に関しては、前年の文政十一年（一八一四）年から問題となつており、大広間席大名の中でも、意見が分かれた。ここでは、その意見を見てみよう。まず、筑後久留米藩主有馬頼徳の存念をあげる。³⁴

（前略）有馬存慮者内心之處者四品御直請申上候處可然事ながら、國持之四品等者格別、^(註)順國主等者、四品二而御直請不申上國持順國与差別有之方可然内存与被察候事、（以下略）

とあり、国持と准国主に区別を設けようとするものである。有馬は国持であるので、准国主を低く定めようとするの

は当然でもある。ただ、同じ国持大名の話し合ひの結論は次のようなものであった。⁽³⁵⁾

(前略) 差別を自分ニ而付候義は不宣、上御取扱振者大廣間四品國持順國之御差別無之、同様御暇御手傳等之節御取扱も有之義ニ付、私ニ而差別御直請杯之處ニ相付候者不宣同様御直請申上可然存慮ニて、此度丹羽茂先同様御直請申上候而可然方ニ内決之事 (以下略)

とあり、これを述べた安芸広島藩主浅野斉賢は国主と准国主に区別を付けるべきではないとしている。また、浅野はさらにこうも述べている。⁽³⁶⁾

(前略) 公邊ニ而夫々御差別も有之候義、國主者侍従も早く、准国主者遅く、被 仰付候間、侍従被 仰付候得者、國主之通之訳ニ而四品も右ニ準し、國持嫡子四品者准國主四品与 公邊ニ而者御差別無之義ニ付、以来者其心得ニ而可然由、(以下略)

したがって、侍従になれば、国主と准国主が同格であり、四品もそれに準じるとの考えもあつたのである。しかし、丹波の御直請は差し止められてしまったのであつた。

それに関して、有馬頼徳は次のような意見も述べている。⁽³⁷⁾

(前略) 安永度老中松平周防守より相渡候名前ハ、官位之義者無之御直請申上候名前ニ而有之候間、右之面々者官位之無差別御直請申上候而不苦儀与被存候、且名前無之者ニ而茂侍従被 仰付候得者御直請申上候間、自然

前段之趣意ニ相當り可申哉与被存候 (以下略)

このように、安永六年 (一七七七) の「御名前書」に記載された大名家は官位に関わらず、御直請を許されると捉える大名も存在したのである。事実、老中が丹羽の御直請を差し止めたこともこの考えによるのであろう。丹羽家などの「御名前書」に記載されていない大名家も侍従になると御直請を許されたようであるが、安永六年の「御名前書」

に記載された宇和島藩伊達家との差は歴然としている。つまり安永六年の御直請一件はその後の格式にも大きな影響を与えたのである。

家格の持つ權威の源である將軍の上意に対して直接返答することは、家格が最も目に見える形で表現される江戸城中において、⁽³⁸⁾ なによりも大名の格式を權威づけたであろう。その御直請は、殿席や官位によって形作られた総合的な家格によって定められていた。国持大名はみな御直請を許されていたが、国持大名格の大名は安永六年（一七七七）には宇和島藩伊達家しか許可されなかつた。この分岐点こそが、大名家の格式の分岐点となっていたのではないだろうか。それは、当主嫡子の初官が従四位下（四品）以上であることである。准国持は「寛保三年御定」（一七四三）によると、家督のとき四品となり、三十年を経、侍従に昇進する。但し、伊予宇和島の伊達大膳大夫家（村候、十万石以上格）は、初代秀宗以来の例により、三十歳にて侍従に昇進する、ということである。⁽³⁹⁾ 宇和島藩伊達家の初官が四品であるのに比べ、丹羽・立花は諸大夫（従五位下）である。つまり、立花・丹羽の両家と宇和島伊達との違いは、初官と侍従になる時期である。なぜ、宇和島藩伊達家が早く侍従に昇進するかと言えば、それは、初代伊達秀宗が豊臣秀吉の猶子となり若年にて侍従となったことに由来するのである。初代秀宗が伊達政宗の長子（庶子）であったことが結果として宇和島藩の家格を高めたといえる。⁽⁴⁰⁾ 一方、丹羽・立花の両家は関ヶ原の戦にて一度改易となった後に、再興された家である。このような家の成り立ちも大きく影響しているといえよう。

以上、御直請の問題にみたように宇和島藩伊達家は、国持大名格のなかでも国持大名に並ぶほどの格式を有していた。幕末の伊達宗城の活躍は、宗城自身の個性の強さが強調されることも多いが、宇和島藩が西南の大藩にも匹敵する家格を有していたことが、宗城の活動を容易にしたともいえるのではないだろうか。そういった面で、家格が幕末の活躍の下地になっていたと思われる。

三 中将・少将座着一件

(一) 仙台藩伊達家と宇和島藩伊達家の家格

ここでは、前節とは視点を變えて、宇和島藩伊達家と本家である仙台藩伊達家との家格をめぐる問題を検討してみよう。まず両家の家格を比較してみよう。

仙台藩伊達家は⁽⁴¹⁾禄高は六二万石であり、一国に匹敵する領地を有しているため、国持大名に含められていた。仙台藩伊達家の官位は、元服すると従四位下侍従に任官し、家督とともに少将にすすみ、その後従四位上中将にまで進むことができた。この官位はいわゆる外様大名のなかでは、加賀藩前田家の従三位参議につぐもので、薩摩藩島津家と同格であった。さらに、藩祖伊達政宗が松平姓を賜って以来松平姓を名乗った。参勤した時、江戸を出立する御暇のときに將軍から遣わされる参暇上使は老中であつた。また、当主を「屋形様」と呼ぶ事を許可されていた。

これに対し、宇和島藩主は前述したように、官位は従四位下から始まり侍従に進み、五代村候以後は老年に及んで少将に昇進した。松平姓は与えられなかつた。参暇上使はもともとは奏者番であつたが、天明元年(一七八二)から御暇の上使が老中に格上げされ、天明八年(一七八八)には参勤・御暇とも老中となり、仙台藩主と同じになつた。また、屋形号の使用は許されていながつたが、中期ぐらいから使用していたようである。⁽⁴²⁾

これらの幕藩関係の中での家格の他に、伊達家という枠組みの中にも格付けが存在した。その格付けは寛延二年(一七四九)に起きた「本家・末家論争」で表面化した。論争の結果、仙台藩伊達家にては仙台藩を「本家」、宇和島藩を「末家」と心得、また、宇和島藩では仙台藩を「家本」、宇和島藩を「家分」と心得ることに決した。⁽⁴³⁾この他、

仙台藩伊達家では、一門の三家の大名を宇和島藩伊達家、伊予吉田藩伊達家、一関藩田村家の順に格付けしていたようである。⁽⁴⁴⁾ 大名家のほとんどには旗本も含めて本家・分家の関係があり、同家の中での格付けは、伊達家に限らず、概ねどの大名家においても存在したものであろう。ここでは、宇和島藩と本家・仙台藩との家格をめぐる問題を分析してみた。

(二) 寛政三年「中将・少将座着一件」

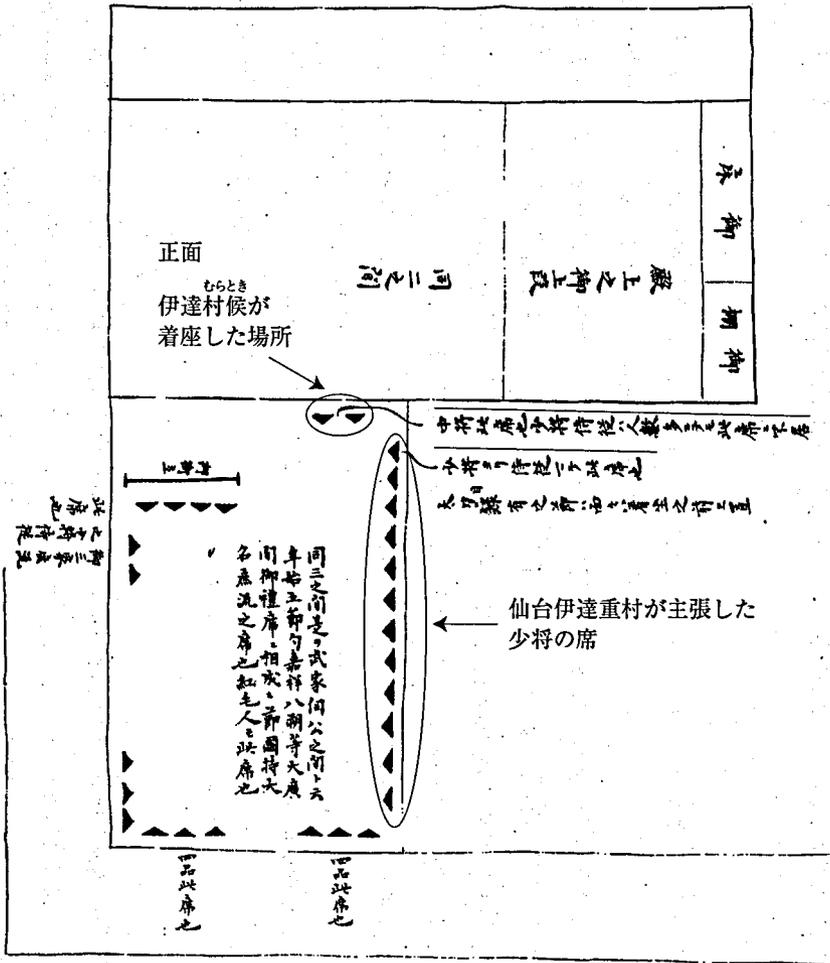
そこで、寛政三年（一七九二）の「中将・少将座着一件」を取り上げる。この一件は仙台藩と宇和島藩の藩主が同様に少将となり、さらに宇和島藩主の方が先官で上座となったことにより生じた一件である。⁽⁴⁵⁾ 仙台藩主伊達斉村は寛政二年（一七九〇）一六歳で家督を継ぎ、その年の十一月に少将に昇進した。そして翌年、正月二日に登城すると、宇和島藩主の伊達村候が【図1】のように殿上之間三之間正面に着座していた。殿上之間は【図2】のように江戸城表玄関を入ったところであり、通常の控え席である大広間が、將軍への謁見などの儀式に使われる際の大広間席大名の控え席となっていた。仙台藩主伊達斉村は隠居している父重村に報告し、重村から村候に問い合わせがあり、一件が始まる。伊達重村と伊達村候との間で交渉が行われ、伊達村候は大広間席の大名へも相談しつつ、返答している。まず、その交渉過程から、一件の発端と両家の主張を読み取ってみたい。

まず、仙台藩隠居伊達重村から宇和島藩主伊達村候にあてた寛政三年（一七九二）正月付の書状写の一部分をあげる。⁽⁴⁶⁾

(前略)

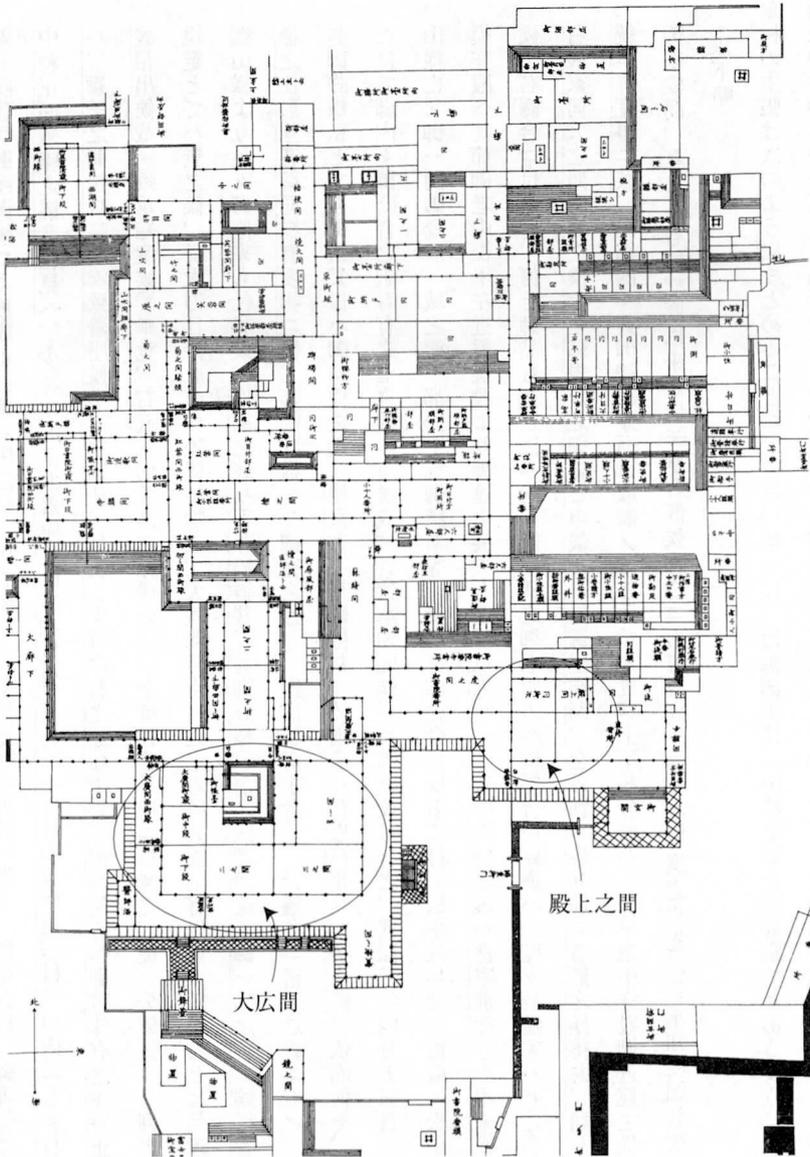
一、過ル二日登城之節、悴少将任官以後初而二付、舊記先例も取調致指南差出候所、其御許様ニハ殿上之間ノ

図1 武家伺公之間（殿上之間）図面写



(宇和島伊達家文書【中將・少將座着一件】より)

図2 御本丸表向御座敷絵図



(『徳川礼典録附図』より)

御下段仕切御襖御後口ニ被成正面御着座之様ニ申聞候、
 獅山様 (重村の祖父、伊達吉村) 御書留等ニも
 中將正面着座之儀者相見へ、少將之節正面着座之儀不相見得、亡父 (重村の父伊達宗村) 口傳ニも少將ノ節
 ハ、獅子之間後口ニ順々致着座候事ニ承知仕、私義も少將中右之通仕来候、何時何方へ御吟味有之少將正面之
 義相出候哉、致承知度候、畢竟、右武家伺公之間問居候ハ、全御礼席与申ニも無之、從 公儀被 仰出候御
 規定とてハ無之候、併太刀目録も前へ差置候物故、大廣間月次打込之着座大廊下寄以後ノ着座などは品違ノ趣
 獅山様より品々御傳來も仕居候、他家之義ハ不存候得共、其御許様事前之儀者伊達家御一躰之義ニ候得者、ケ
 様之仕形シガタり者御同様有度物ニ候、其御許様ニモ御存之通 獅山様御事者 公邊共ニ格別之義ニ有之、殊更
 其御許様私とても御祖父様ハ御同様之義、他家者不存候得共、於岡家ハ右思召相立度物ニ候、依而何ぞ、そな
 たにて御内々御問合之訳も有之上之儀ニ茂候哉、具致承知度候、及御聞茂可有之、寛保三年四月十三日 獅
 山様亡父御一同御登 城之節、都而上意御請事等 獅山様御程合宜候事に付、松平故兵部大輔殿・松平故相
 模守殿へ其節御老中松平左近將監殿より御達之儀モ有之、以来ハ 營中取扱之儀ハ當家別而心を用來候事ニ
 候、右譯合ニ付而者、何ぞ御品も有之儀ハ内々御問柄之御老中方へ御懸合申候儀ハ、度々於當家ハ有之事ニ候、
 右武家伺公之間席等之儀者全御規定之御席と申儀ニハ無御座候間、全各別ニ申立筋ニ者無之候得共、同ハ御一
 統ニ有度事ニ候、先御内々其御許様兼而御取調ノほと致承知度其上不相分候ハ、松平越中守殿御近親之儀ニも
 御座候間、私よりも無屹度以來之儀モ承合置候之様ニも可致候、何レ御取調之程先以致承知度如此御座候、
 (以下略)

伊達重村の主張は次のようにまとめることができる。第一に、傍線部①に「中將之節正面着座」とあるように殿上之
 間正面は中将のみが着座する場所であり、少將の村候が着座してはならないとする。仙台藩伊達家では少將の時には

正面着座を遠慮しているとの事である。これは【図一】も示して説明している。【図一】を見ると、正面は中将のみであることが記されている。さらに、「伊達家御一躰之義」(傍線部②)、「於両家ハ右思召相立度物ニ」(傍線部③)、「御一統ニ有度」(傍線部⑤)などとあるように、しきりに同家として一体であることを強調している。その上傍線部②にあるように、他家はどうであるか知らないが、仙台藩伊達家と宇和島藩伊達家は同家であり一体であるので、作法も同じでありたい、と主張する。つまり、伊達家としては同じ作法を守るべきであるという強い意思が感じられる。また、仙台藩では傍線部④にあるように、殿中での作法について老中やその他の役人に一々尋ねて確認を取っているとの自信を示している。その自信の背景には重村の祖父である伊達吉村(獅山様)の存在があったようである。⁽⁴⁷⁾

(前略) 先書ニも申入候通、全御禮席と申事ニも無之、從 公儀被仰出候御規定迎モ無之、殊更被仰聞候通ハ

朔などハ御三家方庶流ハ少將侍従一統別席も有之、此段ハ強而御不審等可相懸ル譯合とハ不存候、乍然、別紙
絵図之通 獅山様御代より傳來之図面も有之、其外當家代々自筆留之中并旧記ニも別紙之通ニて 有徳院^①

様(將軍吉宗)より 獅山様二而ハ格別ノ御沙汰も有之ニ付 獅山様御以來當家ハ御規定等ハ諸家手本ニも

相成ノ趣ニ而(中略)

^② 貴家(宇和島藩伊達家)と當家(仙台藩伊達家)ハ元來同家、殊更 獅山様は當時御双方御祖父様之御事、其頃
無双之 公義御首尾茂宜、人々規格ニモ可存旨、 上意ヲ茂被為蒙 仰候 御方之儀ニ而、同じくハ其法

を両家ニ而は相立度義と存候、(以下略)

傍線部①にあるように伊達家は吉村が幕府から優遇を受け、吉村の作法は諸家の見本ともなるべきものとされている。さらに 傍線部②では、宇和島藩主の伊達村候の母が伊達吉村の娘であることから、伊達重村・伊達村候ともお互い吉村の孫であり、吉村の作法を守るべきだとしている。ここで、しきりに挙げられている伊達吉村は、事実、次の史

料にあるように將軍吉宗からもその作法を賞賛された人物であつた。⁽⁴⁸⁾

(前略) 又其比松平安藝守吉長をはじめ。同班の人々に仰下されしは。大廣間の面々拜謁のとき。あまり恭敬に過て。御詞をかけ給ふ折も。はかりて答へ奉る者なし。ひとり陸奥守(伊達吉村)はほどよく御答をも申し。

御前の進退もよく御旨にかなへり。いづれも陸奥守舉動の様を見習ふべしとなり。(以下略)

また、伊達家のしきたりは同席の大名には内緒にしておいて欲しいとも主張している。⁽⁴⁹⁾

以上、仙台藩隠居伊達重村の主張をみた。一方、宇和島藩主伊達村候の主張を示す史料を見てみることにする。⁽⁵⁰⁾

(前略) 畢竟、武家伺公之間ニ相扣居申候者、被仰下候ことく、全御禮席と申二無之、從 公儀被 仰出候御規定とてハ無之、併太刀目録モ前ニ差置候物故、前々より見及申候趣も有之、其上 獅山様(伊達吉村)御咄

にも伺公之間正面中将座着候得者、夫に随ひ順々列座仕候義、自ラ正面を外れ候得共、中将闕席之節者押廻着座不苦之趣承受罷在、其上當詰ニ而ハ人数多にて下迄茂押廻し候様ニ相成候故、自然与正面ニ押廻申候、(以下略)

傍線部にあるように、殿上之間の席次は幕府の規定は全くないものであり、中将がいなかったために詰めた結果、正面になっただけであるとしている。その上で、村候は同席中の大名である広島藩主浅野重晟へ相談した。

この浅野家は、留守居が「御存モ被成候通手前ニ而者陸奥守様御家(仙台藩伊達家)とハ代々御存之通之間柄ニ御座候付、若安芸守存慮等彼方へ被仰加候様之義ニ而者心遣ニ被存候」と申し述べているように、代々仙台藩伊達家とは仲が悪い家であつた。⁽⁵¹⁾ そのような家に相談すること自体が、宇和島藩が仙台藩伊達家の意向とは関係なく行動している表れであろう。浅野家からは留守居の龍神主税から次のような返答があつた。「安芸守(浅野重晟)ニおいても御規定も無之溜り之場所ニ候得者中将之御方様御座着ニ候得者、遠慮仕横座ニも可仕候得とも、中将之御方様無之節人数多ニ御座候得者、思召之通正面ニ着座いたし候而何之差支茂無之事、御同意ニ存候」と村候の考えに同意を示し

た。また、仙台藩主への返答に關しては、宇和島藩主伊達村候の意を受けた家臣深澤新吾が、次のように述べ、

(前略) 遠江守 (伊達村候) 儀者数年來吉村代より之義致見聞候處別紙薄葉繪圖之通二覚罷在候、左候得者左兵衛督より申越候趣服従者不致候得共、右之主意相背キ角立候返答申越候様之存慮も無御座、先一通之挨拶二致置

積二御座候、(以下略)⁵³⁾

服従はしないが角が立たないように仙台藩へ返答するつもりであることを伝えている。さらに、浅野家の留守居が、「扱又、左兵衛督様 (伊達重村) 思召、実者御服従不被遊御挨拶向者一通り御請被置候節八万一此後右之正面之御着座之節者又々被仰越候様之義ニも可有之哉、右之處者如何之思召ニ候や」と尋ねたので、深澤は「遠江守義明日者持病氣ニも有之多分出仕御断可被申、其後者奥州 (仙台藩主) 詰違に茂有之候得者、格別之義も有之間敷や、」と答えた。⁵⁴⁾ その通り、村候はその年の四月に暇を得て宇和島へ帰つたので、四月以降問題は起こらなかつたようである。そして、最終的に浅野重晟から来た口上書には、⁵⁵⁾

武家伺公之間ニ而中将少将座順之義に付、伊達遠江守殿へ松平陸奥守殿隠居左兵衛督殿より繪図面ヲ以駈合在之候趣に付、松平内蔵頭殿 (岡山藩主池田治政) へ遠江守殿申合罷越申値候所、前々より少将着座之所左兵衛督殿繪図面と者致相違候事ニ付、末座人数少ナにて指支無之候共、先規之通可致着座、尤末座人数多ニ而差支候ハ、正面へ相廻り中将之座へ茂可致着座、中将有之候節茂末座指問江候ハ、、中将ノ並ニ可致着座、是又先例ニ候間、左兵衛督殿繪図面者不取用別紙繪図面之通申合相決ノ事

とあるように、末座に人数が多く、指し支えた場合は、少将であつても中将の座へ着座することが先例であるとしてゐる (繪図省略)。

以上が「中将・少将座着一件」の概要であるが、この一件でいえることは村候の昇進が伊達家の内部に大きな変化

をもちたらしめたことである。家格を重視した江戸時代に、その家格が座順という目に見える形で、最も明確に表れる場である江戸城中において、⁵⁶⁾ 宇和島藩主が仙台藩主の上座に座るということが起こったのである。仙台藩主は伊達家の中で的一致を強く唱え、さらには仙台藩が幕府の意向を反映していることを示して、宇和島藩に伊達家の規律を守らせようとした。しかし、幕府の規定がないことなので、本家の威光だけでは従わせることができなかった。そこで、將軍の威光を持ち出し、儀礼に関して將軍の覚えがめでたかった祖父の事例をもって説得しようとしている。以上のことから、江戸前期、中期においては強かった宇和島藩に対する仙台藩の影響力が近世後期の寛政期ごろには低下していたことが読みとれる。仙台藩主は幕府の評価が高かった伊達吉村を示すことによって、幕府の權威を利用して宇和島藩主を従わせようとしているのである。嫡庶の礼節によって説得を試みた「本家・末家論争」とは大きな違いである。仙台藩と宇和島藩の關係が近世前期から変化していることを物語っている。

このように、幕府が宇和島藩伊達家の家格を上昇させたことによつて、仙台藩と宇和島藩の間には大きな問題が発生した。幕藩制における家格制は官位を中心にとみると、幕藩制社会が確立するのとはほぼ時期を同一にして寛文・延宝期頃までに成立し、その後しばらくの安定期を迎え、宝暦〜天明期より徐々に変動しはじめていくとされている。⁵⁷⁾ そして、天明六年(一七八六)の伊達村侯の少将昇進は、その変動期のごく初期に属すると言われている。つまり、その影響をうけてこの時期に仙台藩と宇和島藩の關係も変化していったとも考えられる。幕藩制の変化が本家・分家關係にも影響を与えたのである。したがって、この時期以降に家格が変動した他の大名家も幕藩制の変化とともに大名家のなかでの關係が変化していったのではないかと思われる。

おわりに

以上の考察のように、国持大名格であるといわれている宇和島藩伊達家は、江戸中期以降は、国持大名に匹敵する格式を有していたことが明らかとなった。安永六年（一七七七）に、將軍への御直請が認められたことが、それをよく示している。幕府は宇和島藩伊達家を国持格というよりもむしろ国持大名と同格に認識していたといえよう。將軍への御直請は、国持大名と国持大名格の区別ではなく、官位・殿席が重要な基準となっていた。したがって、近世後期の宇和島藩伊達家は、ほかの国持大名格の二家（丹羽・立花家）よりも一段上の格式を有していたといえる。

次に、本家と分家の関係という視点から考えたとき、宇和島藩は、近世前期には本家である仙台藩から拝借金を受けるなど頼ることが多く、本家の影響力が強かったが、⁽⁵⁸⁾近世後期になると、仙台藩の宇和島藩への影響力がうすれ、幕府の権威を利用して随わせようとする意識が見られるようになることがわかった。それが表面化したのは、宇和島藩主の官位が上昇したためであり、官位の上昇が幕藩制に影響を及ぼすとともに、大名の本家・分家関係にも影響を与えたと思われる。

特に、国持大名の分家大名は、国持大名という格式をもつ本家に比べて、その格式が格段に低い場合がほとんどである。しかし、元々国持大名格であった宇和島藩伊達家は、近世後期になると、さらに家格が上昇し、次第に本家の家格との差をせばめてゆく。そのような格式を有していたからこそ、幕末の活躍が可能であったと考えられる。

幕末の宇和島藩は藩主宗紀・宗城を中心に、中央政界においても大きな役割を果たした。その行動は藩主の資質に負うところも大きい。しかし、その活躍の背景として、宇和島藩伊達家の家格が国持大名に匹敵するものであったこ

とも大きな要素であると考えられる。吉田昌彦氏は、島津斉彬と親交のあつた大名を分析され、弘化年間までには水戸徳川斉昭・島津斉彬・伊達宗紀・宗城・鍋島斉正・黒田斉溥などの親藩・外様雄藩大名グループが形成されてきたとされる。⁽⁵⁹⁾ そのグループは「血縁・姻戚関係、あるいは江戸城中詰席などを媒介とする幕藩体制本来のサロンの交際の段階から、欧米列強の東アジア包摂化に対する階級的・「民族」的危機意識を共通の梃子とし、情報・西欧知識・政治意見の交換を目的とする時代に適合したより高度な交際の在り方へと変質・発展していった」とも指摘されている。伊達宗城との交流が盛んであつた水戸藩徳川家・越前藩松平家などの大名家は將軍家の縁戚であり、家格も高い。そのような家と親密な意見交換を行う下地として、宇和島藩伊達家の家格が有効に働いたのではないだろうか。また、本家である仙台藩との関係をみたときも、幕末に仙台藩降伏の調停役を命じられるなど、単なる分家以上の役割を担っている。⁽⁶⁰⁾ そのような行動をとることができたのも、国持大名に匹敵する家格を有したからであると思われる。

今回は宇和島藩伊達家の家格を中心に考察したが、今後は幕府や他藩との関係、藩士たちの思想や行動などと藩政の展開を関連させながら、近世後期の宇和島藩を分析していきたい。

註

- (1) 三谷博「天保・嘉永期の対外問題」『日本歴史大系3近世』第七章第五節、山川出版社、一九八八年。高木不二「嘉永・安政期の幕藩関係と越前藩」(明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』(吉川弘文館、一九九二年)、河内八郎編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』(校倉書

房、一九九三年)、藤田正「伊達宗城の国防論―弘化・嘉永期の書翰を素材にして」(研究紀要)第五号 愛媛県歴史文化博物館、二〇〇〇年)など。特に、三谷博氏は、伊達宗城は有志大名のうちでも重要な存在であつたと指摘されている。「一〇万石の中大名であつたため藩自体に政治的な力はなかつたが、宗城は養父宗紀ともど

も大広間・大廊下・溜間・幕閣の諸大名と広く交友を結び、その間の情報伝達・周旋に活躍している。」とされ(前掲三谷論文、一一四七頁註(7))、藤田氏もその記述を引用して、伊達宗城の活動の重要性を述べられている。(前掲藤田論文一頁、一五頁註(4))。

(2) 三好昌文「解説『記録書抜』」「伊達家御歴代事記」について(四)「宇和島藩庁・伊達家史料十」記録書抜 伊達家御歴代事記」四(近代史文庫宇和島研究会、一九八三年)一頁。

(3) 笠谷和比古「近世武家社会の政治構造」(吉川弘文館、一九九三年)四三八頁。

(4) 拙稿「宇和島藩主伊達村候と仙台藩―寛延二年本家・末家論争を中心に―」(『地方史研究』二八九号、二〇〇一年)。

(5) 「愛媛県史」近世下(愛媛県、一九八七年)七六八〜七六九頁。

(6) 吉田昌彦氏は、弘化年間(一八四四〜一八四八)までに徳川斉昭(水戸前藩主・大廊下上之間)・島津斉彬(鹿児島藩世子・大広間)・伊達宗紀(宇和島前藩主・大広間)・伊達宗城(宇和島藩主・大広間)鍋島斉正(佐賀藩主・大広間)・黒田斉溥(福岡藩主・大広間)などの

親藩・外様雄藩大名グループが形成されていたと指摘された。(吉田昌彦「西南雄藩と中央政局」(九州と明治

維新(II)「国書刊行会、一九八五年)二五六頁。のち、吉田昌彦「幕末における「王」と「覇者」」(べりかん社、一九九七年)第四章「幕末中央政局と雄藩大名」に所収。)これらの大名は宇和島藩伊達家よりも家格の高い大名家であった。また、三好昌文氏は宗城と徳川斉昭・松平慶水(大廊下下之間)・島津斉彬・山内豊信(高知藩主・大広間)との交流について触れられている。(三好昌文「幕末期における宇和島藩の動向(1)―伊達宗城を中心に―」(松山大学論集)第一〇巻第六号、一九九九年)一〇九〜一一三頁。)

(7) これまで、宇和島藩伊達家の家格についての研究は、概要が触れられただけで、ほとんどなされていない。おもに国持大名格に関連して触れられる程度である。例えば、笠谷和比古「『国持大名』論考」(上横手雅敬監修「古代・中世の政治と文化」思文閣出版、一九九四年)四四八頁、など。

(8) 国持大名については、笠谷和比古「『国持大名』論考」(前掲)、松尾美恵子「近世大名の類型―比較藩制(政史のために)―」(岡山藩研究)第14号、一九九五年)

参照。松尾美恵子氏は、近世初期の国主とは「天下」の主より国(＝国郡制の国)を宛行われたものであると定義付けられている。また、「元和期以降、国そのものが宛行われることはなくなり、領知判物には知行高が記載されるようになり、国主はしだいに国持大名という近世大名になっていった。」と指摘された。針谷武志氏は、外様大藩が一般に「国持外様」と称されることを指摘されている。(「安政―文久期の京都・大阪湾警衛問題について」(明治維新史学会編「明治維新と西洋国際社会」吉川弘文館、一九九九年)六三頁)。

(9) 幕藩制のもとでは、領地の規模や石高、城郭の有無、官位、江戸城中の詰めの間控えの間など、大名の家格は様々な要素で分ける方法が知られている。まず、城郭を扱った研究として、加藤隆「幕藩体制期における大名家格制の研究」(近世日本城郭研究所、一九六九年)がある。その他、家格の研究は江戸城中の殿席や官位の研究が多い。殿席における格式は、松尾美恵子「大名の殿席と家格」(「徳川林政史研究所研究紀要」昭和五五年度、一九八一年)、渡辺浩「御威光」と象徴―徳川政治体制の側面」(「思想」七四〇、一九八六年、のち同著「東アジアの王権と思想」東京大学出版会、一九九七年)等

がある。また、特に、殿中における儀礼と家格の関係を指摘した研究として、二木謙一「江戸幕府將軍拜謁儀礼と大名の格式」(「日本歴史」六一八、一九九九年)があり、深井雅海「図解江戸城をよむ」(原書房、一九九七年)は、殿中における儀礼について詳細に解説している。一方、官位については、松平秀治「大名家格制についての問題点」(「徳川林政史研究所研究紀要」昭和四八年度、一九七四年)、宮沢誠一「幕藩制武家官位の成立」(「史観」一〇一、一九七九年)、堀新「近世武家官位の成立と展開―大名官位を中心に―」(山本博文編「新しい近世史」一、国家と秩序、新人物往来社、一九九六年)、橋本政宣編「近世武家官位の研究」(前掲)所収の論考などがある。

また、特に大名の視点に立ったものは、大名の官位昇進運動や格式上昇の運動についての研究がある。例えば、松平秀治「仙台伊達氏の官位昇進運動(上)(中)(下)」(皇学館大学史料編纂所報「史料」一五・一六・一七号、一九七九年)、堀新「岡山藩と武家官位―池田綱政の少将昇進をめぐる―」(「史観」一三三、一九九五年)がある。また、先に挙げた、堀新「近世武家官位の成立と展開」は、近世武家官位全般をとらえるとともに、大名の

論理でも官位をとらえている。千葉一大「近世大名の身分と格式―盛岡・南部家の場合―」（『日本歴史』五九九、一九九八年）は、格式の上昇を扱ったものである。千葉氏は、大名の身分・格式を考える際には、藩対藩の側面も大切であると指摘されている。

(10) 但し、明暦三年（一六五七）に伊予吉田藩伊達家三万石を分知したため、一時七万石となったが、元禄九年（一六九六）に十万石への高直しを許され元に復した。

(11) 寛文三年（一六六三）七万石の時代に「何事も国大名衆並二被成来候間」として四品以上十万石以上の大名と同様に、勲進能の棧敷を与えられている。（『宗利公御代記録書抜』寛文三年五月十二日条、『宇和島藩庁・伊達家史料七』記録書抜 伊達家御歴代事記 一、近代史文庫 宇和島研究会、一九八一年、一三頁。）また『残集柳營秘鑑』巻二には、「代々より准国主与唱家」とされている。（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第五卷、汲古書院、一九八一年）四二八頁。

(12) 宇和島藩の家格については、『鶴鳴餘韻』上・中・下（伊達家日記編輯所、一九一四年）、『寛政重修諸家譜』第十二（統群書類従完成会、一九六五年）、宇和島藩庁伊達家史料『記録書抜 伊達家御歴代事記』一〜五（近

代史文庫宇和島研究会、一九八一〜八三年）などを参考にした。

(13) 徳川黎明会編『徳川礼典録』上（原書房、一九八二年）三三五頁。橋本政宣「近世武家の官位」（前掲）二二頁。官位は位階（従一位など）と官職（太政大臣など）からなり、近世武家官位の序列は、

(14) 太政大臣―左大臣―右大臣―内大臣―大納言―中納言―宰相（参議）―中将―少将―侍従―四品―諸大夫（従五位下）

となっていた。（堀新「大名の官位と『家政』『国政』―武家官位の在地効果説をめぐって―」（岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年）一九四頁。

(15) 明和八年（一七七二）に緩和規定が作られた。この規定は、家々の先例を重視して、御定書の年数に至らなくても昇進を許すものであったが、宇和島五代藩主伊達村候の天明六年（一七八六）少将昇進は先例のないものであった。

(16) 笠谷和比古「『国持大名』論考」（前掲）。四六八〜四六九頁。また、国持大名は、近世中期以降「国持十八家」という風に唱えられ、前田（加賀・能登・越中一〇二・

二万石)、島津(薩摩・大隅・日向七二・八万石)、伊達(陸奥仙台六二・五万石)、細川(肥後五万石)、黒田(筑前五二万石)、浅野(安芸四二・六万石)、毛利(長門・周防三六・九万石)、鍋嶋(肥前三五・七万石)、藤堂(伊賀・伊勢三三・四万石)、鳥取池田(因幡・伯耆三二・五万石)、岡山池田(備前三一・五万石) 蜂須賀(阿波二五・七万石)、有馬(筑後久留米二二万石)、佐竹(出羽秋田二〇・五万石)、山内(土佐二四万石)、上杉(出羽米沢一五万石) および徳川一門大名である福井松平(越前四四・七万石)、松江松平(出雲一八・六万石)の一八大名を指すものとされ、これに、宗(対馬一〇万石格)を加えるのを常としている。さらに、文化五年(二八〇八)以降は同年に二〇万石に高直しした南部(陸奥盛岡二〇万石)をその列に加える、とされている(同論文四四六頁)。これに対し、宗家については、橋本政宣氏は「寛保三年御定」の記載から、国持大名ではないと断定されている。(「近世の武家官位」(前掲) 註19、五三頁)。国持大名格については、笠谷・橋本両氏とも宇和島伊達・丹羽(陸奥二本松一〇万石)・立花(筑後柳川一〇・九万石)の三大名とされている。

(17) 笠谷和比古「国持大名」論考」(前掲) 四四八頁。

(18) 五代村候は六一歳(侍従より三四年後の天明六年(一七八六)、六代村壽は五七歳(侍従より二六年後の文政三年(一八二〇)、七代宗紀は四六歳(侍従より十四年後の天保九年(一八三八)の時に、それぞれ少将に昇進した。八代宗城は安政の大獄により隠居したため、隠居後少将昇進。九代宗徳は少将昇進前に明治維新を迎えた。少将昇進の年齢も次第に若くなっていったことがわかる。

(19) 「柳營秘鑑脱漏」巻一「准国主」(「内閣文庫史料叢刊」第六卷、汲古書院、一九八一年) 五六六〜五六九頁。

(20) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」(前掲) 三三二頁。

(21) 宇和島伊達家文書「諸家官位昇進之次第書」(伊達文化保存会所蔵)には「御四代之勤功ニ依テ任之格別歟」とある。

(22) 松平秀治「大名家格制についての問題点」(前掲) 二五〇頁。

(23) 前掲註(18) 参照。

(24) 「欽仰家譚」(文化四年岡野中立謹輯) (鶴鳴餘韻) 中巻、村候公御事蹟、伊達家家記編輯所、一九一四年) 二十五〜二十六葉。

(25) 深井雅海「図解江戸城をよむ」(原書房、一九九七年) 四四〜四八頁「表向10 將軍の言葉あれこれ」に行事の

際に將軍が大名にかけた言葉が上げられている。それによると、国持大名の就封（御暇）・参勤の儀式は江戸城黒書院あるいは白書院の下段でおこなわれ、就封の時には「寛々休息する様二」、参勤の時には「息災そふ二見へて一段な」などと声をかけられたようである。その他、大名への上意として家督相続の際の上意も載せられている。また、ここで扱う「御直請一件」では、安永七年（一七七八）に、毛利重就が日光から帰府の御礼の時に御直請を行い、不時の御礼の際に御直請を行った最初の例としている。（註26の史料参照）

この他、將軍への拜謁に関しては、二木謙一「江戸幕府將軍拜謁儀礼と大名の格式」（前掲）、大友一雄「近世武家社会の年中儀礼と人生儀礼―はじめての御目見に注目して―」（『日本歴史』六三〇号、二〇〇〇年）などの研究があるが、御直請については触れられていない。

(26) 以下の「御直請一件」に関する史料の引用は、特に註にあげない限り、宇和島伊達家文書「安永六年丁酉年より同七戊戌迄 御直請一件」（『四品御直請一條』、宇和島伊達文化保存会所蔵、国文学研究資料館史料館マイクロフィルム。F7807151715）よりのものである。なお引用に際して、平出の部分は二文字の欠字として表

記した。（以下同）。

(27) 提出はされなかったが、この名前書には、のちに御直請を許可された家の内、浅野家は加わらなかった。浅野は本文伺いには同意であるが、少々調べる必要があるとして一同に加わることは断った。

(28) 宇和島伊達家文書「細川越中守より申越御直請之舊記書抜」（『四品御直請一條』、前掲）（F7807151714）にも記載あり。なお、伺書に添えて提出されようとした名前書に記載された大名がすべて許可され、伺書提出の際に態度を保留した浅野家も合わせて許可されている。

(29) 「重キ上意」とは註（25）にあげたような上意であり、ただ「夫レへ」との上意のときは、直請はしなかったようである。（註（34）史料所収「手留書抜」）

(30) 舟沢茂樹「越前松平家の官位家格について」（『福井県地域史研究』第四号、一九七四年）二頁。

(31) 笠谷和比古「国持大名論考」（前掲）四四八頁。松江藩松平家の初官は従五位下であるが、即日従四位下に昇進する。

(32) 宇和島伊達家文書「文政十亥年御直請一件」（『四品御直請一條』、宇和島伊達文化保存会所蔵、国文学研究資料

館史料館マイクロフィルムF7807-5-7-6)によると、伊達宗紀嫡子時代の文化十一年(一八一四)四月廿二日御暇・同十二年四月十三日参府・同十四年四月十五日御暇・同十五年四月十五日参府の節に四品にて御直請をしたと記録がある。また、同様に、宗城も天保六年(一八三五)四月廿八日に四品にて御暇の際、御直請を行ったとある。

(33) 「文政十亥年御直請一件」(前掲)

(34) 宇和島伊達家文書「四品御直請留書」(「四品御直請一條」、宇和島伊達文化保存会所蔵、国文学研究資料館史料館マイクロフィルムF7807-5-7-1)。「文政十一年(一八二八)十一月記置」とあり。

(35) 前掲註(34) 参照。

(36) 宇和島伊達家文書「文政十亥年御直請一件」(前掲)。この史料は、久留米藩主有馬頼徳が宇和島藩主伊達宗紀などとのやり取りを記述したものの写しであると思われる。

(37) 前掲註(36) 参照。

(38) 笠谷和比古氏は、幕府の重要な儀式での作法・待遇はそれぞれの大名が当該社会の中での評価を見極めるための重要な事柄であると指摘されている。「武士の身分と格式」(日本の近世七 身分と格式) 中央公論社、一九九

二年)二〇九頁)。橋本政宣氏も、幕府の大名統制において、將軍への拜謁儀礼は極めて重要な意味をもっており、その場の服装・儀礼などに可視的に差異を表現したのが武家官位であり、そのために諸大名の官位願望も強まったとされている(「近世の武家官位」(前掲) 四九頁)。

(39) 前掲註(13) 参照。

(40) 「柳宮秘鑑」巻一(寛保三年・一七四三)にも「右准国主之内ニても伊達大膳大夫へハ部屋住ニて被叙四品、家督の後四五年を経て侍従に昇進す、是ハ政宗卿の嫡高たるの所謂敷」とある。(内閣文庫所蔵史籍叢刊) 第五卷、前掲) 四六頁。

(41) 仙台藩伊達家の家格については、徳川黎明会編「徳川礼典録」上(復刻原書房、一九八二年、原本は一九四〇年刊)、「寛政重修諸家譜」第二二(統郡書類従完成会、一九六五年)、橋本博編「改訂増補 大武鑑」上・中巻(名著刊行会、一九六五年)などを参考にした。

(42) 本家・末家論争では宇和島藩主が屋形号を用いたことに對して仙台藩主が立腹している。前掲註(4) 拙稿参照。

(43) 前掲註(4) 拙稿参照。

(44) 服藤弘司「大名留守居の研究」(創文社、一九八四年) 六二七頁。

(45) 橋本政宣「近世の武家官位」(前掲) 四九頁。「四品以上は官位の受領順が座次であり、(中略) 一日の先官が上席へ結びつく原則であった。」とある。

(46) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(宇和島伊達文化保存会所蔵、国文学研究資料館史料館マイクロフィルム F7807-6-8-2)。正月付。伊達村候宛伊達重村書状写。この史料は、内題に「文政六年写之爲壹冊」とある。一件の際にやり取りされた書翰・絵図面などを書写した史料である。

(47) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲) 正月廿日付。伊達村候宛伊達重村書状写。

(48) 「有徳院殿御實紀附録」巻五(「新訂増補國史大系・徳川実紀」第九編、吉川弘文館、一九六六年) 一八一頁。元文元年(一七三六)の逸事として記述されている。

(49) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲) 正月廿日付。伊達村候宛伊達重村書状別紙写「年始之席之書取」。

(50) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲) 正月付。伊達重村宛伊達村候書状写。

(51) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲)。三月二日付。深澤新五(宇和島藩家臣)が龍神主税と面談した際の覚書。なお、仙台藩伊達家と浅野家との関係について

ては、松方冬子「浅野家と伊達家の和睦の試みとその失敗—正徳期における近世大名社会の一断面—」(「日本歴史」六一七号、一九九九年)参照。

(52) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲)。三月二日付。深澤新五が龍神主税と面談した際の覚書。

(53) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲)。三月朔日付。深澤新五が龍神主税宅を訪問した際の覚書。

(54) 前掲註(52)参照。

(55) 宇和島伊達家文書「中将少将座着一件」(前掲)「亥(寛政三)年從藝州申来口上絵図共」。

(56) 笠谷和比古「武士の身分と格式」(前掲) 二〇八頁。橋本政宣「近世の武家官位」(前掲) 四九頁。

(57) 松平秀治「大名家格制についての問題点」(前掲) 二四九〜二五二頁。

(58) 前掲註(4) 拙稿参照。

(59) 吉田昌彦「西南雄藩と中央政局」(前掲) 二五六頁。

(60) 「愛媛県史」近世下(前掲) 七六八〜七六九頁。

【付記】本稿の作成にあたって、指導教授である田代和生先生・史料館の鈴江英一先生にご指導・ご意見をいただいた。また、史料の閲覧に際して、原蔵者である財団法人

宇和島伊達文化保存会の上田豊朗所長・二宮信彦氏他の
方々、マイクロフィルムを所蔵する国文学研究資料館史
料館の方々にお世話になった。末筆ながら深く感謝申し
上げます。

1. The first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.

2. The second part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.

3. The third part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.

4. The fourth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.

5. The fifth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.

6. The sixth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.

7. The seventh part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee. The names are listed in alphabetical order, and the addresses are listed below each name. The list includes names such as Mr. J. H. Smith, Mr. J. B. Jones, and Mr. W. C. Brown.